

伊丹市民生委員推薦会条例の制定について

伊丹市民生委員推薦会条例を別記のとおり制定する。

平成 2 6 年 2 月 2 6 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 2 5 年法律第 4 4 号）による民生委員法（昭和 2 3 年法律第 1 9 8 号）の一部改正に伴うため。

伊丹市民生委員推薦会条例（平成26年伊丹市条例第
号）

（設置）

第1条 民生委員法（昭和23年法律第198号）第5条第2項の
規定に基づき、伊丹市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）
を置く。

（組織）

第2条 推薦会の委員の定数は、12人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、それぞれ2人以内を市長が
委嘱し、又は任命する。

- (1) 民生委員
- (2) 社会福祉事業関係者
- (3) 市の区域を単位とする社会福祉関係団体を代表する者
- (4) 教育関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 学識経験者

（守秘義務）

第3条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その
職を退いた後も同様とする。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、推薦会の組織及び運営に関
し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条第2項の規定は、この条例の施行の日以後最初に行う委
員の委嘱又は任命から適用する。